

○総務省令第二百二十五号

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

総務大臣 武田 良太

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令

第十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三まで及び様式第五から様式第十までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。